



武生税務署からのお知らせ

インボイス制度説明会の開催について

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が令和5年10月1日から導入され、令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されました。

適格請求書等保存方式とは、買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、売手の事業者から交付を受けた「適格請求書（いわゆるインボイス）」等の保存を必要とする制度です。

税務署では、インボイス制度についてご理解いただけるよう、以下のとおり「インボイス制度説明会」を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

事前予約が必要です！

開催日 (令和3年)	開催時間	会場	定員	事前予約 締切日	問合せ先	
10月25日 (月)	午前の部 (法人対象) 10:00~11:00	武生税務署 大会議室 越前市 中央1丁目6番12号	各20 名	10月21日 (木) 16時	武生税務署 【個人事業者の方】 個人課税第一部門 (直通電話) (0778-22-0953)	
	午後の部 (個人事業者対象) 15:00~16:00					
11月10日 (水)	午前の部 (法人対象) 10:00~11:00			11月5日 (金) 16時		【法人の方】 法人課税第一部門 (直通電話) (0778-22-0971)
	午後の部 (個人事業者対象) 15:00~16:00					

留意事項

- 1 **「事前予約制」**で開催していますので、参加を希望する場合は、問合せ先まで連絡願います。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した開催としており、今後新型コロナウイルス感染症等の拡大等によって、**開催が中止となる場合もあります。**
- 3 参加費用は**無料**です。
- 4 ご不明な事項につきましては、問合せ先まで連絡ください。
- 5 駐車場に限りがありますので、ご来署の際には公共交通機関等をご利用ください。